

平成 30 年度うらわ美術館 博物館実習募集要項

1、実習期間

平成 30 年 6 月 2 日 (土)・・・・・・・・・・ガイドンス、ギャラリートーク見学 (13:00~15:00)
7 月 26 日 (木) ~8 月 2 日 (木)・・実習 6 日間 (日曜日と月曜日を除く)

2、応募資格

実習期間にさいたま市に在住し、近現代美術に関する分野を専攻している大学生又は大学院生で、博物館法施行規則第 1 条に規定する博物館に関する科目 (博物館実習を除く、生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論、教育学概論) の単位を修得済又は修得中のもの。

3、定員

4 名

4、申込方法

実習希望者は博物館実習申込書及びレポートを作成し、所属大学を通して申し込むこと。大学は実習希望者を取りまとめ (各大学につき 2 名まで)、博物館実習受入依頼書により郵送にて申し込むこと。

5、必要書類

- ①博物館実習申込書〈写真貼付〉*所定書式
 - ②レポート (課題「うらわ美術館で実習を希望する理由について」)*所定書式
 - ③博物館実習受入依頼書 *所定書式
 - ④返信用封筒 1 通 (82 円切手貼付、返信先宛名明記)
- *書式はうらわ美術館ホームページからダウンロードすること。

6、受付期間

平成 30 年 2 月 13 日 (火) ~2 月 27 日 (火) (必着)

7、選考

博物館実習申込書及びレポートを審査の上、決定。

8、結果通知

受入の可否にかかわらず、3 月末までに大学宛に通知。

9、その他

- ①実習で使用する資料等に関する費用及び謝金は不要。ただし、交通費等は自己負担とする。
- ②出欠については、うらわ美術館書式により証明書を発行する。ただし、評価は行わない。
- ③当館は、実習及び往復途中の事故等について、一切の責任を負わない。
- ④大学は、辞退・取消し等が生じた場合、速やかに博物館実習担当まで連絡すること。
- ⑤当館は博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館及び第 29 条の博物館相当施設ではないことに留意の上、申し込むこと。
- ⑥美術館施設・設備概要や教育普及などの実習 (数時間程度) については、小・中学校の 10 年経験者研修 (企業等体験研修) の研修教員が同席する。

10、申込み・問い合わせ先

さいたま市教育委員会事務局生涯学習部うらわ美術館 事業係 博物館実習担当
住所：〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2 - 5 - 1 浦和センチュリーシティ 3 階
電話：048-827-3219
FAX：048-834-4327